

令和5年度事業計画

I. 基本方針

我が国においては、少子高齢化と人口減少社会の中で、ますます高齢化が進み令和18年には3人に1人が65歳以上と予測されています。この危機的状況において、持続可能な社会を実現していくためには、働く意欲のある高齢者がその経験と能力を生かして、健康で年齢に関係なく生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康増進の維持により地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

このような中、令和2年から全世界で猛威を振るった新型コロナウイルスの感染状況は、減少と拡大を繰り返し、未だ終息を見せない事態となっており、あらゆる社会経済活動に大きな打撃をもたらしました。また、シルバー人材センター事業でもっとも重要な課題である「会員の増強」については、65歳までの継続雇用の定着や70歳までの雇用機会確保の努力義務を定めた高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という。）の改正により、全国的に会員数が減少を続けています。

令和5年10月から消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）によるセンターの新たな納税負担が生じ、厳しい運営を迫られます。この制度の導入は、シルバー人材センターの存続に係わる重要な課題であり、県内センター及び関係機関と連携し、的確に対応を図っていく必要があります。

そこで、今年度から現在の社会情勢を踏まえた新たな「第5次中期基本計画」を策定し、従来の事業を更に強化するため、会員及び役職員が一丸となって取り組んでまいります。

II. 事業実施計画

1. 会員増強及び退会抑止

会員増強については、効果的な入会説明会や、関係団体との連携・ご支援を得ながら全国シルバー人材センター事業協会の「第2次会員100万人達成計画」に基づき、会員拡大及び退会抑止に取り組めます。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) マスコミを活用した広報活動（センター活動のPR）
- (2) 会員の口コミによる1人1会員紹介活動
- (3) 会員紹介奨励制度の継続実施
- (4) 月例会説明会及び出張説明会「おしごと説明会」の実施
- (5) ハローワーク下関における入会相談窓口開設
- (6) 市報「しものせき」及び広報紙「よろこび」を活用した会員募集
- (7) 「フレンドリーショップ」等による会員特典制度の拡大
- (8) ホームページを活用した情報提供
- (9) 「同好会」など会員親睦の場の提供
- (10) 地域ボランティア活動による仲間づくりの促進
- (11) 就業体験の開催
- (12) 独自事業の検討
- (13) アクティブシニア事業での他関係団体との連携

2. 就業機会の拡大

発注者のニーズを的確に把握し、会員の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保と新たな就業分野の開拓・拡大を行います。また、剪定、草刈の受注は、地域の方々の期待も大きく、シルバーの中核職種でもあるため、後継者の育成が必要です。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 発注者のニーズに応じた新たな就業機会の確保
- (2) 役職員による効果的な啓発活動
- (3) 技術・接遇マナーの強化による受注業務の質の向上
- (4) 既存契約の継続確保
- (5) 空き家対策への受注対応
- (6) 「子育て・育児」分野の就業開拓

3. 労働者派遣事業・職業紹介事業の推進

子育て支援及び人手不足分野からの受注や請負又は委任に相応しくない業務について県連合会と連携し、適正就業の推進を行い、会員への就業機会の提供及び確保に努めます。また、派遣労働者に対する教育訓練への参加呼び掛けや衛生委員会において健康の保持増進について対策を行います。

4. 安全就業の推進

シルバー事業は、会員の安全就業が基本であり、「安全は全てに優先する」を念頭に、「安全就業推進計画」に基づき組織的に就業事故の撲滅に取り組みます。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 「会員の安全就業基準」の遵守徹底
- (2) 安全巡回指導の実施
- (3) 就業前ミーティングによる安全意識の徹底
- (4) 交通安全講習及び救急講習会の実施
- (5) 保護具、器具等の適正な使用の徹底
- (6) 会員への定期的な健康診断の受診勧奨
- (7) 就業事故発生における分析と再発防止対策の実施
- (8) 高齢者に相応しくない危険、有害な作業の禁止
- (9) 草刈機使用による石飛防護柵の徹底及び賠償事故の軽減対策の検討

5. 適正就業の推進

多様化する就業形態が進む中で、コンプライアンス重視として、会員の就業に係る重要な指針である「適正就業ガイドライン」の徹底を図ります。そのため、「請負・委任」契約による就業実態の点検や「適正就業基準要綱」に基づき公平かつ適正な就業機会の提供を行います。

6. 中期基本計画に基づく事業運営

新型コロナウイルスの影響や、継続雇用の定着等による高齢法の改正など高齢者やシルバー事業を取り巻く環境の変化に対応するため、新たな「第5次中期基本計画」の達成に努めます。

7. 普及啓発活動の推進

地域社会へシルバー人材センター事業の目的や活動等を広く周知するとともに、効果的かつ効率的な普及啓発活動を行います。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) センター広報紙「よろこび」の発行（年3回）
- (2) 市報「しものせき」及び地方紙を活用した広報の実施
- (3) ホームページを活用した周知・広報
- (4) YouTubeによるセンター概要の配信
- (5) 地域イベントへの参加
- (6) 出張説明会によるセンター活動のPR

8. ボランティア活動の推進

公益活動の一環として、各地域における清掃等のボランティア活動の実施を行います。また、山口県警より認定された「交通安全アンバサダー」の立場を踏まえ、会員及び地域高齢者へ交通安全の呼びかけを行う。また、下関警察署の要請による「うそ電話詐欺防止個別訪問隊」による地域高齢者への「うそ電話詐欺」を防止するための活動を行います。

9. 組織体制の強化

地域社会に対する一層の期待に応えるため、更なる就業機会の拡大及び社会参加の促進に役職員が一丸となって推進に努めます。

具体的な取り組みについては、次のとおりです。

- (1) 事務局体制の強化及び事務処理の効率化
- (2) 理事会運営の活性化
- (3) デジタル化向上の推進（SNSによる情報提供及びスマホ教室開催）
- (4) 県連合会及び県内センターとの情報交換
- (5) 行政機関と連携した事業の円滑な運営
- (6) 安定した事業運営のための財源確保

Ⅲ. 法人管理事業

1. 総会、理事会及び諸会議の開催

定款に定める総会及び理事会の開催を含め、センター事業を推進するため、次のとおり各種会議を開催いたします。

定 時 総 会	年 1 回
理 事 会	年 4 回以上
総 務 運 営 委 員 会	年 2 回程度
事 業 推 進 委 員 会	年 2 回程度
安 全 管 理 委 員 会	年 2 回程度
就 業 調 整 委 員 会	年 1 回程度
普 及 啓 発 推 進 委 員 会	年 2 回程度